

平成 30 年 1 月 16 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の取得について

～厚生労働大臣より最上位の 3 段階目の認定を取得～

株式会社関西アーバン銀行（取締役会長兼頭取：橋本 和正）は、平成 30 年 1 月 15 日、厚生労働大臣より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）に基づき、「えるぼし」企業として認定を受けましたので、お知らせいたします。

当該認定は、平成 28 年 4 月 1 日施行の女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組状況の優良な企業が、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定は 5 つの評価項目の基準を満たす数に応じて 3 段階あり、当行は、①男女別の継続就業期間の差異が小さいこと、②法定時間外労働時間、③女性管理職比率、④多様なキャリアコースを選択できる制度が用意されていること、の 4 項目の基準を満たし、平成 28 年 9 月に 2 段階目の認定を取得いたしておりました。この度、前回の認定基準に加え、⑤採用における男女の競争倍率、の基準を満たしたことにより、5 項目全ての基準を満たし、最上位である 3 段階目の認定を取得いたしました。

当行では、経営方針の一つである「活力溢れる逞しい人材集団の形成」のもと、女性や若手の積極的な登用に取り組み、女性職員のキャリア支援及び職域拡大に向けたポジティブ・アクションや、仕事での成果と家庭の両立支援を推進しています。尚、女性管理職比率については、平成 31 年度末までに 20%まで引き上げることを当面の目標に掲げています（平成 29 年 9 月末現在、17.9%）。

今後も、ダイバーシティ推進の観点から、職員全員が性別や年齢等に関係なく、その意欲・能力を最大限に発揮しながら生き生きと働くことができる企業を目指してまいります。

【参考】 認定マーク「えるぼし」（3 段階目）



以 上

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行

